平成２９年（フ）第２２７号
兵庫県芦屋市若葉町５番２－1924号、前住所大阪市此花区梅香２丁目11番４号202号
債務者　田中　　薫
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１号
長崎県南松浦郡新上五島町有川郷2603番地１
債務者　川竹　重樹
1　決定年月日時　平成29年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２９年（フ）第８４１号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番16―405号
債務者　岡部　千鶴（旧姓高尾）
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８４２号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番16―405号
債務者　岡部　　誠（旧姓園田・加藤）
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０３８号
大阪府茨木市平田１丁目７番５―303号　美作方
債務者　白江　　綾
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１８５号
大阪市鶴見区横堤５丁目12番11―401号
債務者　宮丸　高浩
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４５１号
大阪市平野区加美北３丁目10番24号
債務者　辻井　弘一
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５８０号
大阪市平野区長吉長原西３丁目６番12―304号、前住所大阪市平野区平野上町１丁目10番30―605号
債務者　岩永　　勝
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５９９号
大阪府東大阪市松原１丁目21番16号
債務者　播磨　孝侍
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６８６号
大阪市平野区長吉長原西３丁目10番６―1303号
債務者　鈴木　美奈
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６９７号
大阪市東成区大今里南５丁目３番20―1002号
債務者　安田　香代（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８２８号
大阪府大東市大東町７番48号　サンヴェール住道1107号
債務者　秋山　明美
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８６号
沖縄県豊見城市字嘉数564番地８
債務者　金城　康昌
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３１５９号
東京都東久留米市南町１丁目８－１－305
債務者　峰島富美子
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２２６号
東京都板橋区赤塚新町３丁目30－６－303
債務者　永富　早苗
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２４２号
東京都世田谷区経堂２丁目11―14―202
債務者　土井　民恵
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２４７号
東京都葛飾区新小岩２丁目19―13―201
債務者　中島亜希子
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

第明治三十五種郵便物認可